

「ふくいワーケーションプログラム」企画運営業務仕様書

1 業務の名称

「ふくいワーケーションプログラム」企画運営業務

2 概要と目的

北陸新幹線の福井開業以降、都市部を中心に多くの人の流れが本市で生まれている状況を契機として、将来的な本市への移住や関係人口拡大につなげるため、主に都市部在住の20代～40代を対象として、リモートで仕事を行いながら本市の生活環境を体験することのできる「ワーケーションプログラム」を実施する。また、未就学児及び小中学生を子どもに持つ世帯に関しては、本市の子育て・教育環境を体験してもらえるよう、本市の保育施設や小中学校への体験入園・入学の受入を行う。

3 業務の契約期間

契約締結日～令和9年3月5日 ※ワーケーションの受入は2月末までとする。

4 業務内容等

(1) 市内でのワーケーションの企画運営

- i. 主に都市部の20代～40代を対象とした、福井市内での2～4週間程度のワーケーションの企画運営を行うこと。また、日程については参加者の希望を踏まえて決定し、企画については事前ヒアリングを実施の上、希望に近い環境での移住後のライフスタイルをイメージできるよう、実際の生活者と同じ目線に立てるような内容とすること。
- ii. 施設利用料や食事代など、滞在中にかかる経費については、基本的に参加者が直接利用施設等に支払うものとする。ただし、事業者が参加者から事前に経費を徴収し利用施設等に支払うことも可能とする。
- iii. 参加者の滞在中のサポートについて、具体的な体制を示すこと。また、事故やアクシデントが発生した場合の対応方法について具体的に示すこと。
- iv. 参加者が子育て世帯で、未就学児及び小中学生の体験入園・入学を希望する場合は受入可能な保育施設、小中学校及び本市との調整を行うこと。
- v. 保育施設及び小中学校等については、参加者のニーズを十分把握した上で、受入が可能かつ多くの利用が見込まれる適切な施設を選定すること。

(2) 参加者の募集及び広報

- i. 本業務の参加者として10組程度を、契約期間を通じて随時募集すること。その際、対象となる層が本市に対して魅力を感じるような効果的な広報を行うこと。
- ii. 参加希望者及び参加者からの連絡及び問い合わせへの対応を行うこと。
- iii. 参加者の本市滞在に関する不安を軽減するために、受入先となる保育施設や小中学校との顔合わせ等の事前説明会(オンライン可)を実施すること。

(3) 市への報告業務

- i. 参加者の滞在状況を写真撮影し、市がPRに利用できるよう写真データを提供すること。撮影にあたっては本人の同意を得ること。
- ii. 参加者に対して振り返りや事後アンケート等を実施し、業務の効果や課題について分析を行うこと。

5 本業務にかかる留意事項

(1) 業務の履行について

- i. 業務の企画運営に関し、市と定期的な連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。
- ii. 業務に必要な許可等の手続き、資料等の収集について原則として自ら手配すること。
- iii. マスコミ等の取材にいつでも対応できるよう、必要な資料を整理しておくこと。
- iv. 不測の事態に備え、イベント保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。
- v. 天災地変、感染症のまん延、政府・自治体の要請・指示、交通機関の大規模な欠航・運休、テロ・暴動その他不可抗力に該当する事由により、やむを得ず滞在が中止となった場合の経費の取り扱いについては、発注者及び受注者協議のうえ決定することとする。
- vi. 業務完了時に、成果品として「業務完了報告書」及び「業務の経過が分かる資料(写真や記録)」等を納めること。内容については、市の指示に従うこととし、不備があった場合は、修正など必要な処置を講じること。
- vii. 各業務の実施にあたり業務工程等を事前に市に報告すること。

(2) 成果品の利用及び著作権

- i. 本業務で使用・制作したデザインや画像、動画等の商標権、著作権等の全ての権利は、福井市に帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。また、本業務で使用・制作したデザインや画像、動画等は、福井市において本件業務以外に二次使用することがある。
- ii. 素材等に含まれる第三者の著作権・肖像権その他全ての権利に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受注者が交渉及び必要な権利処理を行うものとする。なお、その費用は委託料に含むものとする。
- iii. 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任及び費用は、受注者が負うものとする。

(3) 再委託について

- i. 業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託することはできない。
※主たる部分：総合的企画及び業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ii. 上記に規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託先等を明示すること。
- iii. 業務を再委託する場合、事前にその内容を本市に相談するとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施すること。

(4) 経費見積

- i. 業務履行に要する経費をすべて盛り込み、費目等の積算根拠を明らかにして見積もること。
- ii. 備品購入自体を主目的とした費用は経費に含めないこと。
- iii. 参加者の滞在等にかかる経費については、本事業から支出しても差し支えない。

(5) 秘密の保持や個人情報の保護について

- i. 受注者は、契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ii. 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、業務に係

る個人情報の保護について常に最善の注意を払うものとする。